

(債) 令和6年度 東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領

(案)

東松島市教育委員会教育部教育総務課

**(債) 令和6年度 東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する
労働者派遣業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領**

令和6年9月
東松島市教育委員会教育部教育総務課

1 目的

東松島市立小・中学校等における外国語（英語。以下同じ。）及び国際理解教育の一層の推進を図るとともに、児童生徒及び園児に楽しく外国語に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養うことで、国際感覚と総合的なコミュニケーション能力を兼ね備えた人材の育成を目指すため、外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣業務を委託するもの。

2 プロポーザルの方法

「(債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」（本書）及び「(債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務特記仕様書」に基づき、提案書及び見積書を徴し、提案された内容の仕様書との適合性、業務実績、業務内容に対する計画策定能力、費用等を総合的に評価した上で事業者を選定する。

3 プロポーザルの執行者

宮城県東松島市長 渥美 巖

4 担当部署

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1
東松島市教育委員会 教育部 教育指導係（担当：佐々木・大和田）
TEL：0225-82-1111（内線 1251・1252） FAX：0225-82-1845
E-mail gakyo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

5 業務概要

- (1) 業 務 名：(債)令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務
- (2) 業 務 内 容：別紙「(債)令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間及びALT派遣期間
 - ア 契約期間：契約締結日から2028年3月31日までとする。
 - イ ALT派遣期間：2025年4月9日から2028年3月20日までとする。
- (4) 委託料限度額：73,365,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - (内訳) 2025年度派遣分 24,455,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - 2026年度派遣分 24,455,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - 2027年度派遣分 24,455,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

※消費税率は 10%とし、今後消費税率が変動した場合、契約約款に規定する「消費税率等変動に伴う契約金額の変更」に基づき対応します。

6 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加を希望できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げた事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務における東松島市入札参加資格審査に登録している事業者であること。
- (2) 東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成 17 年東松島市訓令甲第 177 号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 当該業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。
 - ア 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 411 条に基づく特別清算の申立て
- (6) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び物品調達等指名停止要領第 2 条第 1 項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、各都道府県知事に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (8) 直近 3 年間に於いて、国又は地方公共団体への A L T 派遣実績を有していること。

7 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

件名	期限等
公募案内の公表	令和6年9月10日(火)から9月25日(水)まで
参加申込書等受付期間	令和6年9月10日(火)から9月25日(水)午後5時まで
質問書提出日	令和6年9月10日(火)から9月19日(木)正午まで
最終質問回答日	令和6年9月24日(火)
参加資格の審査結果通知	令和6年10月3日(木)発送(予定)
参加資格者の書類提出期間	令和6年10月3日(木)から10月22日(火)午後5時まで
審査期間(プレゼン等含む)	令和6年10月23日(水)から11月14日(木)
参加資格者のプレゼンテーション 開催日	令和6年11月7日(木)(予定) ※時間・場所は別途担当から連絡します。
参加資格者の審査結果通知	令和6年11月15日(金)発送(予定)
受託候補者との仕様の調整	事務局から連絡。
受託候補者との見積書の提出	事務局から連絡。
受託候補者との契約書の締結	事務局から連絡。
受託候補者との契約の履行	契約書等に従い、契約期間内に履行するもの。

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年9月10日(火)～9月25日(水)

(2) 配布場所

東松島市ホームページ内及び担当部署窓口

(3) 説明会

実施しない。

9 プロポーザルへの参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)に次の添付書類を添えて、提出期限までに持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)により、市長に提出すること。

(1) 参加申込書への添付書類

ア 会社概要書(様式第2号)

イ 業務実績書(様式第3号)

業務実績書(様式第3号)に記載にする業務実績は、過去3年間分(最大5件までを記載)とし、記載した業務の契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期限

令和6年9月25日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出場所

前記4の担当部署

10 質問及び回答

本企画提案に関する質問は、次により行うこと。ただし、プロポーザル参加資格要件を満たしている者のみを対象者とする。

(1) 質問の方法

- ア FAX又は電子メールにより質問書を提出すること（着信を確認すること。）。
- イ 電話や他の方法による質問は一切受け付けない。
- ウ 質問書（様式第4号）に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- エ FAX又は電子メールの送付先：前記7記載の担当課

(2) 質問書の受付期間

令和6年9月10日（火）～ 9月19日（木）正午まで

(3) 回答方法

参加資格要件を満たしている者からの質問に対しては、東松島市ホームページ内で公表回答する。なお、最終回答日は、令和6年9月24日（火）とする。

11 参加資格審査結果の通知

市長は、参加資格の適否審査後、参加資格審査確認通知書（様式第5号）を参加申込事業者あて郵送し、審査結果について通知する。

(1) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときには、本企画提案に参加することができないこととする。

- ア 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- イ 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき
- ウ 業務委託開始前に指名停止となった場合

12 参加資格者からの企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した者のみが該当とし、書類等は、次により提出すること。

(1) 提出期間

令和6年10月3日（木）～ 10月22日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

特記仕様書「4 業務内容」を実現するために貴社が提供できるサービス内容について、次の内容に基づき書類を作成の上、提出してください。

提出書類	提案項目	書式
企画提案書（表紙）		様式第6号
会社概要について	①英語教育に関する理念について ②公立小・中学校等の英語教育に関する研究体制及び取り組み内容、成果、実績について ③現在実働（パートや代理を含まない）しているALTの雇用人数合計（全国及び県内での実績）	任意様式
ALTの採用体制及び教育体制について	①採用基準及び採用方法について ②採用後の研修期間と内容について ③労働者派遣契約後の研修体制について	任意様式

A L Tの効果的な活用について	①チーム・ティーチングによる指導方法について ②その他	任意様式
管理体制について	①危機（各種トラブル）管理体制について ②担当スタッフの配置や連絡体制について ③A L Tの服務、労務管理及び健康管理について ④A L Tの勤務評価及びフィードバックについて ⑤法令の遵守について	任意様式
見積金額及び積算内訳書	総額及び年度毎・費目毎の経費の積算内訳が確認できるように記載すること。	任意様式
その他参考書類	会社概要や事業内容が記されたパンフレット (なければ提出不要)	

(3) 提出書類のページ構成

上記提出書類は、A 4版での作成を原則とし、ページ総数は表紙・目次を除き20ページ以内とし、フラットファイルに綴じ込み1組にして提出すること。

(4) 提出部数

7部

(5) 提出場所及び提出方法

前記4の担当部署まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）にて提出すること。

(6) その他

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合には、市から資料の追加提出を求めることがある。

1.3 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

参加資格を有する提案者からの企画提案については、東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、委託業者選定評価基準（別表）を基に公平かつ客観的に評価する。また提出書類とプレゼンテーションで評価を行うものとする。

※前記6の参加資格要件を満たした事業者の参加申込みが多数あった場合、提出書類を基におおむね上位3者を選定し、プレゼンテーション等を実施するものとする。

(2) プレゼンテーション開催日

令和6年11月7日（木）（予定）

※プレゼンテーションの開催日の時間は、上記4の担当課より別途通知する。

(3) その他

提案者は、提出された企画提案書の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度回答すること。質問事項の送付及び回答は、FAX又は電子メールで行うものとする。

1.4 受託候補者の決定

本企画提案の受託候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。
同点の場合は委員の多数決により受託候補者とする。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。受託候補者に選定された事業者に対し、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）、選定されなかった事業者に対しては、プロポーザル非選定結果通知書（様式第8号）により通知する。
- (3) 審査内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ても受け付けないものとする。

1.5 プロポーザルの瑕疵

参加申込者の手続及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、委員会で審査を行い、瑕疵が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

1.6 次順位者との交渉

市長は、受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

1.7 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払条件
 - ア 前金払は行わない。
 - イ 支払方法は、本市と受託者との協議の上、契約書で定める。
 - ウ 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、別紙特記仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1.8 無効となる企画提案等

- (1) 企画提案書作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、審査の公平さに影響を与える行為があった場合

19 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて参加業者の負担とする。
- (2) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、東松島市が承諾したものについてはこの限りでない。
- (5) 企画提案の提出を辞退する場合は、上記4記載の担当課宛てに、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領に基づき指名停止措置等を行なうことがある。
- (7) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、当市が本案件のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (9) 提出書類の取扱いは、次のとおりです。
 - ・提出された書類は一切返却しない。
 - ・本案件に係る情報公開請求があった場合は、東松島市情報公開条例（平成17年東松島市条例第8号）に基づき、提出書類を公開することがある。

別表

(債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る
委託業者選定評価基準

○ 評価点

東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、表1の区分ごとの各評価項目について、参加資格者の企画提案書、ヒアリング、プレゼンテーションの内容を基に審査し、表2のランクを決定する。

表1の区分ごとの各評価項目の配点に、表2のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出し、それを合計したものに表3の区分ごとに算出した価格点を加えたものを参加事業者の評価点（満点は100点）とする。

表1

区分	評価項目		配点
1 会社概要	(1) 英語教育に関する理念について	公立小・中学校における外国語（英語）教育及び国際理解教育の内容（新学習指導要領準拠）を十分に理解した業務方針となっているか	10
	(2) 直近3年間の業務実績について	公立小・中学校へのALT派遣実績を多く有しており、実績と経験を踏まえた業務履行が期待できるか	10
2 ALTの採用体制及び教育体制について	(1) ALTの採用基準及び採用方法	ALTの採用基準及び採用方法が適切かつ明確に示されているか	20
	(2) ALTの研修体制	ALTの採用後、派遣前の研修と派遣開始後のスキルアップのための研修体制は十分か	20
3 ALTの効果的な活用について	(1) ティーム・ティーチングによる指導方法に関する提案	教員とALTとの連携による効果的な授業運営についての提案が期待できるか（教員向け研修会の企画立案を含む）	10
4 管理体制について	(1) 危機（各種トラブル）管理体制及びALTの服務、労務管理及び健康管理について	法令を遵守し、有事の際の危機（各種トラブル）管理体制が十分か また、派遣されるALTの服務・労務管理、健康管理に関する担当スタッフの配置や連絡体制は十分か	10
5 担当スタッフ（コーディネーター）の業務内容と業務計画		学校及び市教育委員会に対するサポート体制が充実しているか。	10
合計			90

表2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1.0
B	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0.8
C	平均的・普通である/平均的な能力である	0.6
D	物足りない/若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である/能力が劣る	0.2
F	記載なし/実績なし	0.0

表 3

区分	価格点
最低価格提示者	10点
最低価格提示者以外の者	最低価格提示額/当該業者の見積もり額×配点(10点) ※小数点以下切り捨て

○ 評価

- (1) 評価点が高い順に、第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。
第1位、第2位の者が複数あったときは、委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で上位者を決定する。
投票により決しないときは、委員長がこれを決す。
- (2) 評価合計平均（満点 100 点）が 70%に満たない提案者は失格とする。

東松島市長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代表者

印

プロポーザル参加申込書

年 月 日付で公告のありました下記業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び添付の書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 (債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務

2 連絡先

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話
FAX
E-mail

会 社 概 要 書

商号又は名称			
所在地			
代表者		創 立 年	
資 本 金	千円	従 業 員 数	
支店等の拠点			
そ の 他			

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものがあれば1部添付してください。

業 務 実 績 書

①	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

②	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

③	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※業務契約書写し（契約件名、発注者、業務概要、履行期間、金額が分かる部分）を添付し、提出すること。

※記載する業務実績は、過去3年間分(最大5件までを記載)とする。

質 問 書

年 月 日

東松島市長 様

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話
E-mail

業務名 (債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務	
質問事項	回答

プロポーザル方式参加資格確認通知書

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



先に申し込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

業務名	(債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務
参加資格者としての選考結果及びその理由	通過しました・今回はご縁がありませんでした
	参加資格がないと認めた理由

東松島市長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代表者

㊞

企画提案書

（債）令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領及び（債）令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務特記仕様書に基づき、提案書及び添付書類を提出いたします。

なお、記載内容は事実と相違ありません。

プロポーザル選定結果通知書

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した（債）令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、御社の業務提案が総合的に最も優れていると評価されました。

この審査結果に基づき、御社を受託候補者として決定いたします。

なお、今後の予定については、後日改めて連絡します。

プロポーザル非選定結果通知書

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した（債）令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受託候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

記

- 1 受託候補者と決定された事業者

年 月 日

東松島市長 様

申請者住所

電話番号

商号又は名称

代表者

㊞

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付で申し込みました下記業務に係るプロポーザルへの参加を辞退したいので、届け出ます。

なお、貸与された資料がある場合には、速やかに所定の方法により貴市に返還いたします。

記

1 業務名 (債) 令和6年度東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務

2 連絡先

住 所

商号又は名称

所属部署等

担当者氏名

電話

FAX

E-mail